

「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針を改正する件の案」の概要

令和8年7月
農林水産省

I 改正の趣旨

営農型太陽光発電について、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）においては「望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。」とされ、また、大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ（令和7年12月23日大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定）においては「農業との両立が図られる望ましい取組を明確化するとともに、地方公共団体等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。あわせて、農業との両立が図られない等の不適切な取組に対しては厳格に対応する」とされたこと等を踏まえ、以下の基準に沿うような適切な営農の確保を前提に、地域活性化に資する形で導入を進めていくことができるように制度を見直すこととしている。

- ① 適切な営農の継続を大前提として、特例的に農地の一時転用を認めるものであること（規定の収量減少のおそれがなく、発電設備は簡易な構造で容易に撤去できるものであること）
- ② 将来にわたって、農地の食料生産基盤としての機能が維持され、食料安全保障の確保に資する取組であること
- ③ 農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること
- ④ 地域と共生し、地域活性化に資する取組であること

具体的には、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下「農山漁村再エネ法」という。）第7条第3項に基づく設備整備計画の認定を受けようとする者による申請を農地転用制度上、不許可の例外とし、農山漁村再エネ法に基づく市町村長による設備整備計画の認定の有無を踏まえ、一時転用許可の是非について判断できる仕組みとする。

農山漁村再エネ法においては、国の定める基本方針に基づいて基本計画を作成した市町村において、設備整備計画の認定の申請を行える旨、また、当該認定に当たり、市町村において策定された基本計画との適合を確認する旨が規定されている（農山漁村再エネ法第7条第1項及び第3項）ところ、農山漁村再エネ法第4条第1項の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成26年農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号）を改正し、望ましい基準に相当する営農型太陽光発電の基本理念、基本理念実現のために求められる営農型太陽光発電設備に係る設備の形状・実施の形態その他の必要な事項を規定する。

II 改正の概要

次のように改正することを予定している（下線部分は改正部分）。

第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項

1 意義

（略）

以上を踏まえ、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電は、地域の農林漁業の健全な発展と調和をとりながら促進する必要がある。また、東日本大震災の津波による被害を受けた市町村や東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示の対象となった市町村（以下「被災市町村」という。）の多くが農山漁村であることに鑑み、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下「法」という。）の運用に当たっては、被災市町村の復興の加速化にも資するよう、手続の円滑化等に配慮する必要がある。

農山漁村で発電された再生可能エネルギー電気の安定的な需要家を確保し、地域との共生を図りつつ自立化に向かう上でも、電気の差別化や消費者に対する価値の訴求に向けた取組は重要である。また、事業者が需要家と直接電力購入契約を結ぶP P A（Power Purchase Agreement）モデルの取組も行われており、再生可能エネルギー電気を調達する需要家の役割の重要性は増してきている。

（略）

さらに、近年は令和6年能登半島地震や令和6年台風第10号などの自然災害が相次ぎ、大規模な停電も発生した。今後も、気候変動による短時間強雨の頻度の増加や強い台風の増加等により被害を受ける可能性がある中で、蓄電池を活用した再生可能エネルギー電気の非常用電源としての確保や、非常時に備えた農林漁業、食料産業や農山漁村におけるエネルギー源の多層化の手段として、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築の重要性が高まりつつある。

また、大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議（令和7年12月23日）において、大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージが決定された。その中で、「営農型太陽光発電については、農業との両立が図られる望ましい取組を明確化するとともに、地方公共団体等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。あわせて、農業との両立が図られない等の不適切な取組に対しては厳格に対応する。」とされている。

このような状況の変化を踏まえながら、自然災害時等のレジリエンス強化や地方創生に資するエネルギーの地産地消など、新たな時代にふさわしい地域と共生する質の高い再生可能エネルギー発電事業の促進を図り、農山漁村、地域の活性化を図ることが重要である。

2 （略）

第2 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項

1 国による施策の総合的な推進

（略）

(1) 市町村による基本計画の作成の促進

（略）

このため、国は、モデル事例のノウハウの共有化及び他地域への展開をはじめとする農山漁村において再生可能エネルギー電気の発電の導入を促進するための国の各種施策の充実、基本計画の作成に当たり重要な役割を果たすことが期待される協議会（法第6条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の設置・運営に対する助言や必要に応じてオブザーバーとしての参加等の援助を行う。

(2)・(3) （略）

(4) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

再生可能エネルギーは、世界的に発電コストが急速に低減し、コスト競争力のある電源となっており、導入量が急増している。我が国においても、平成24年7月のFIT制度の導入以降、当時10%であった電源構成に占める再生可能エネルギー比率は令和6年度には約23%にまで拡大した。特に、我が国は、陸上の平地面積が小さく、洋上は急峻な海底地形であるなど、地理的制約がある中で、導入容量は再生可能エネルギー全体で世界第6位となるなど、導入が着実に進展している。

(略)

① 地域との共生

FIT制度の導入を契機とした再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、様々な事業者の参入が進んだ結果、安全面、防災面、景観、生物多様性等の観点における環境への影響や将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まっている。また、太陽光パネルについては、2030年代後半以降に排出量が顕著に増加すると想定され、計画的な対応が必要となる。再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組むことが重要である。

また、大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージに基づき、関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める必要がある。

②・③ (略)

(5) 木質バイオマス発電等の農山漁村固有の資源を活用した再生可能エネルギーの導入の推進

(略)

このため、土地改良区等が行う小水力発電の導入に関する支援を行い、農村における小水力発電の普及を図る。

(6) 営農型太陽光発電の適正化

農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、営農が行われる農地の上部空間に設置される太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行うことを営農型太陽光発電という。営農型太陽光発電は、本来、太陽光発電の一種として、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減に資することが期待されるとともに、適切な営農の継続が確保されることにより、電気の供給に係る収入、電力の自家消費による光熱費削減等による農業者の所得向上や、地域農業の振興に資することが期待されているものである。このように、地域と共生し、農業との両立が図られる望ましい営農型太陽光発電については、地方公共団体等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。

一方、既に設置されている営農型太陽光発電設備において、営農が適切に行われな
いなど、営農型太陽光発電の本来の目的からみて不適切な事案も見受けられ、こうした事案は農村地域で問題化している。このような不適切な事案については、関係省庁
で連携しながら、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく指導、勧告、命令等の判断基準を明確化する、国が確認した不適切な事案について当該勧告、命令等を行うことが相当であることを自治体に通知する等により、不適切な営農型太陽光発電の適正化を図っていく。

このため、国として、営農型太陽光発電の基本理念及び基本理念の実現のために求められる営農型太陽光発電に係る設備の形状・実施の形態を以下のとおり定めることとし、市町村は、営農型太陽光発電設備を基本計画に位置づける場合は、原則としてこれらを基本計画に明記するものとする。

① 営農型太陽光発電の基本理念

営農型太陽光発電は、適切な営農の継続を前提として、農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、営農が

行われる農地の上部空間に太陽光発電設備を設置するものである。このため、営農型太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）において栽培する農作物の単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）が、同じ年産の当該農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少するおそれがないものとする必要がある（農地法第32条第1項第1号に掲げる農地を利用する場合を除く。）。加えて、次に掲げる取組とする必要がある。

ア 将来にわたって、食料生産の基盤である農地の機能が維持され、食料安全保障にも資する取組であること。

イ 発電事業者だけでなく、農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること

ウ 地域と共生し、地域活性化に資する取組であること。

② 基本理念の実現のために求められる営農型太陽光発電に係る設備の形状・実施の形態

ア 営農に関すること

（ア） 営農者

（i） 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の区域内に設置する場合は、営農者が地域計画に農業を担う者として記載されていること。

（ii） 栽培に必要な労働力が確実に確保されていること。

（iii） 下部の農地において栽培する農作物について、年間50万円以上の生産・販売実績等を有しているなど、業としての農業の持続性が確保されていること。

（イ） 品目

（i） 下部の農地において栽培する農作物が、地域で一般的に栽培され、一般的な販路が確立されている品目であること。また、「一般的な販路」には一般的に市場価値が認められないものを発電事業者等が買い取る場合は含まれないことに留意すること。なお、これまでの実証研究等によると、米、麦、大豆は、イ（ア）に掲げる遮光環境下であっても、適切な栽培管理を前提に、①に掲げる単収を確保することが可能である。

（ii） 下部の農地において栽培する農作物が、原則として初年度から毎年収穫することが可能な品目であること。農作物の性質上やむを得ない場合であっても、3年以内に計画収量を確保できる品目であること。

イ 営農型太陽光発電設備に関すること

（ア） 営農型太陽光発電設備の遮光率（設備直下の農地の面積に対する営農型太陽光発電設備の投影面積の割合をいう。以下同じ。）が30%未満であること。ただし、当該設備が遮光率での判定が困難な設備である場合は、下部の農地において栽培する農作物の生育期間を通じてほ場の全ての地点で日射量の減少率が20%未満であること。

（イ） ほ場からの最低地上高がおおむね3m以上、かつ、農業機械の通路の幅がおおむね4m以上確保されるよう支柱が設置されており、耕作者が農作業を効率的に行うことができる空間が確保できていること。

（ウ） 営農型太陽光発電設備の設置により、下部の農地において栽培する農作物の品質を著しく劣化させるおそれがないこと。

ウ 地域との共生に関すること

（ア） 協議会が組織されているときは、適切な営農の継続が確保されることにより、地域農業の振興に資する内容となっているか、協議が調っていること。この場合において、当該地域が地域計画の区域内であるときは、当該地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施に

ついて協議が調っていること。

(イ) 営農者以外の者が発電事業を行う場合において、発電事業者が営農者（当該営農型太陽光発電における営農者と下部の農地の地権者が異なる場合は、営農者及び地権者）と合意の上、発電事業者から営農者等に対し、適正な利益還元が行われること。

(ウ) 保険への加入や自己資金での対応等、営農型太陽光発電設備の損壊等による第三者への損害に対する補償の方針が明確であること。

(エ) 土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがないこと。

(オ) 営農型太陽光発電設備の撤去費用の確保が確実であること。

(7)・(8) (略)

(9) 国の相談窓口の設置

国は、市町村をはじめとする農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の関係者に対し、現場の実情に応じたきめ細やかな援助を行うため、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）に相談窓口を設ける。地方農政局等は、経済産業局及び地方環境局と連携を強化しつつ、地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等の国の施策について、市町村や設備整備者等に対し、必要な情報提供や助言等を行う。特に、技術的知見が求められる営農型太陽光発電に関する取組が行われる場合は、国は、相談窓口を通じたきめ細やかな情報提供や助言等に努めるものとする。

(10) 被災市町村の復興に資する取組の実施

(略)

また、福島新エネ社会構想（平成28年9月7日福島新エネ社会構想実現会議決定）については、福島新エネ社会構想加速化プラン3.0（令和7年9月9日福島新エネ社会構想実現会議決定）に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大や水素の社会実装に向けた取組を更に加速していく。

(11) 新たな技術の地域における実装等

(略)

脱炭素社会に向けて、新たな脱炭素型製品・技術が開発・実証されており、こうした技術の社会実装を通じて、地域活性化が促進されていくことが期待される。

また、国は、営農型太陽光発電に関し、新たな技術を含む更なる知見の収集・検証や、その情報提供等に努めるものとする。

2 (略)

第3 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

(略)

1 基本的事項

(1) (略)

(2) (略)

ア～ウ (略)

エ 農地法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、森林法、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）、海岸法（昭和31年法律第101号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）又は温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく許可又は届出の手続の特例措置を円滑かつ適正に進める観点から、必要に応じ、これらに関する行政事務を所掌する国及び都道府県の担当部局と事前に調整を行うこと。

2 個別事項

(1) 農用地

農用地（農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）を設備整備区域に含めようとする場合には、以下の基準に従うものとする。ただし、当該設備整備区域に含まれる農用地を営農型太陽光発電設備の用に供する場合、①ア及びイに該当することを要しない。

①・② （略）

(2)・(3) （略）

3 （略）

第4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

1 （略）

2 農林漁業の健全な発展に資する取組の具体例

基本計画に定める農林漁業の健全な発展に資する取組については、市町村がそれぞれの実情に応じて個別具体的に定めるものであるが、参考になる取組の例として、以下の取組が挙げられる。

(1) 再生可能エネルギー発電の導入による売電収益等を活用した地域活性化に資する取組

① 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保

- ・ 発電事業者が売電収益の一部を支出して太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を行うことにより、農業の生産性向上に資する取組
- ・ 発電事業者が売電収益の一部を活用して、太陽光発電設備が整備される区域が含まれる地域において無農薬で栽培されるなど特色のある米の販売を都市部において促進する取組 等
- ・ 発電事業者が売電収益の一部を活用して、太陽光発電設備が整備される区域が含まれる地域において無農薬で栽培されるなど特色のある米の販売を都市部において促進する取組
- ・ 営農型太陽光発電により発電した電力の供給に係る収入の一部を活用した、荒廃農地の再生を促進する取組 等

②～⑤ （略）

(2) 地産地消型の再生可能エネルギー導入を促進する取組
(略)

- ・ 再生可能エネルギー発電設備の整備に併せて蓄電池、地域マイクログリッド、VEMS等を整備し、平常時は農林漁業関連施設へ発電した電力を供給することで施設の電気料金の削減や脱炭素化を推進するとともに、災害等による大規模停電時には避難所等にも電力を供給する取組
- ・ 営農型太陽光発電により発電した電力を隣接する農業用ハウス、植物工場等に供給し、営農コストの削減や脱炭素化に資する取組 等

3 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合の留意事項

市町村は、農林漁業の健全な発展に資する取組として、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合には、地域計画との整合性を図るなど、当該市町村の農林業の発展方向を踏まえつつ、当該区域の設定及び当該区域において実施する具体的な取組の決定を行うものとする。

4 （略）

第5 その他の基本計画の作成に関する基本的事項

1 基本計画の作成に関する留意事項

第1から第4までに定めるもののほか、市町村は、基本計画の作成（基本計画の変更を含む。以下同じ。）に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

(1) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

当該市町村の未利用資源の賦存状況や土地の利用状況、再生可能エネルギー電気の発電の導入可能性、農林漁業の生産活動への影響、自然環境の保全や景観との調和への配慮の必要性等を踏まえ、地域の関係者の理解を得ながら適切に定めるものとする。また、農山漁村に存在する未利用資源を活用した農山漁村の活性化に向けた他の方策との整合性の確保を図るよう努めるものとする。

なお、基本計画に位置付ける再生可能エネルギー発電設備が営農型太陽光発電設備である場合、第2の1（6）①及び②に従い、当該市町村における営農型太陽光発電の基本理念及び基本理念の実現のために求められる営農型太陽光発電に係る設備の形状・実施の形態について記載することとする。なお、複数年の試験栽培結果等から公的機関及び大学並びにそれらが設置する研究機関が得た科学的根拠に基づき基本理念の着実な実現が確保される場合には、国及び都道府県の助言に基づき、基本理念の実現のために求められる営農型太陽光発電に係る設備の形状・実施の形態（第2の1（6）②ウは除く）について、市町村が農業・農村の振興の方針や経営形態の特色・多様性に応じて特例的な対応を定めることができる。また、都道府県の機関と試験的栽培を行う場合も、同様に特例を設けることができる。

(2) 設備整備区域
(略)

また、設備整備区域に漁港区域以外の水域を含めようとするときは、船舶の交通の確保やその水域周辺の適正な利用の確保又は国土の保全の観点から、港湾、海岸及び河川の行政事務を所掌する国及び地方公共団体の担当部局と事前に調整を行うよう努めるとともに、再生可能エネルギー発電設備の整備をするに当たり必要最小限の範囲とするものとする。

基本計画に位置付ける再生可能エネルギー発電設備が営農型太陽光発電設備の場合の設備整備区域の設定に当たっては、位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる区域とするものとする。特に農用地区域内の農用地においては、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意するものとする。

① 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

② 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがないこと。

また、営農型太陽光発電はこれが不適切に実施された場合、単収及び作業効率の一定以上の低下を招くおそれや、将来的な土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがあることなどを踏まえ、良好な営農条件を備えた農地を確保する観点等から、営農型太陽光発電設備の設置が適当でないと市町村が判断した農用地区域内の農用地については、設備整備区域に含めることはできない。

(3) (略)

(4) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する目標及びその達成状況についての評価

市町村は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電による地域の所得の向上や雇用の創出（特に木質バイオマス発電の場合）に関する指標、その達成時期、これを達成するために必要な再生可能エネルギー発電設備の設備容量、総発電量に関する指標（営農型太陽光発電の場合を除く）等を目標として設定す

るよう努めるものとする。これに加えて、集落の維持・発展（特に売電収益の一部を活用して集落の維持管理を行う場合）に関する指標などを設定することも望ましい。
（略）

(5) （略）

2 基本計画の作成についての提案に関する留意事項

市町村に対し基本計画の作成について提案しようとする設備整備者は、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする地域、発電設備の種類、規模、提案しようとする発電設備が営農型太陽光発電設備の場合は下部の農地において栽培する農作物等の当該整備の内容及び当該整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容並びに基本計画の作成を提案する理由を書面により明らかにした上で、提案を行うものとする。

（略）

3・4 （略）

5 基本計画の公表に関する留意事項

市町村は、基本計画を作成したときは、当該市町村の公報やホームページへの掲載等により、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。また、基本計画の内容について、広く関係者への周知を行うよう努めるものとする。

なお、基本計画に位置付ける再生可能エネルギー発電設備が営農型太陽光発電設備の場合、基本計画に営農型太陽光発電の基本理念及び基本理念の実現のために求められる営農型太陽光発電に係る設備の形状・実施の形態を示すこととなることから、遅滞なく公表することにつき特に留意するものとする。

6 協議会の運営に関する留意事項

（略）

(1) （略）

(2) 協議会の主な協議事項

①・② （略）

③ （略）

ア （略）

イ 再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の参加（例：地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等）

ウ （略）

エ 基本計画に位置付ける再生可能エネルギー発電設備が営農型太陽光発電設備である場合にあっては、営農型太陽光発電の取組状況（例：下部の農地における営農の状況、営農者等への利益還元の状況、利益還元を活用した地域の取組等）

④ （略）

(3) （略）

7 設備整備計画の認定に関する留意事項

(1) （略）

(2) 認定手続

（略）

① （略）

② 計画作成市町村による認定

計画作成市町村は、設備整備計画の認定の申請があった場合には、

・ 当該設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであるか
・ 必要な資金の確保、設備整備計画に係る地権者の同意の取付けがなされているか

・ 申請に係る事業が電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の電力

系統に連系する場合は、連系に係る契約を締結する見込みがあるか

- ・ F I T制度及びF I P制度における事業計画認定等がなされているか（ただし、設備整備計画の申請が出力10kW以上の太陽光発電設備の整備に関するものである場合を除く。）

などについて確認することにより、当該設備整備計画が実施される見込みが確実であるかを判断した上で、認定の是非を判断するものとする。

特に、設備整備計画の申請が営農型太陽光発電設備の整備に関するものである場合は、

- ・ 営農型太陽光発電設備の設置により、下部の農地において栽培する農作物の品質を著しく劣化させるおそれがないか
- ・ 営農型太陽光発電設備の撤去費用の確保が書面により確実となっているか
- ・ 毎年、営農型太陽光発電設備に係る認定設備整備計画（①の都道府県知事等に対する協議、同意等を経て認定された設備整備計画。以下同じ。）の実施状況に関する報告書が確実かつ適切に提出されるか

についても確認した上で認定の是非を判断するものとする。なお、設備整備計画の認定に際し、必要に応じて国及び都道府県の助言等を受けることができる。

営農型太陽光発電に係る設備整備計画の認定に当たっては、当該設備整備計画を実施すべき期間（以下「認定期間」という。）を定めるものとする。また、設備整備者が認定期間満了後も継続して発電事業を行おうとする場合は、改めて設備整備計画を作成し、期間満了までに市町村の認定を受ける必要があることに留意するものとする。ただし、当該設備整備者が市町村から(4)の指導を受けたにもかかわらず必要な改善措置が講じられず、又は改善されていない場合において、当該設備整備者による新たな設備整備計画の申請があったときは、当該設備整備計画の認定をしないものとする。

なお、認定設備整備計画に従って農地を農地以外のものにする場合や、開発行為を行う場合等には、各個別法の許可があったものとみなされることに留意するものとする。ただし、計画作成市町村が農地法第4条第1項に規定する指定市町村である場合は、都道府県知事の同意を得ていなくても、法第7条第4項第1号に掲げる行為が記載された設備整備計画については、当該計画作成市町村の認定をもって、農地法の許可があったものとみなされる。この場合において、当該計画作成市町村は、当該設備整備計画を認定しようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならないことに留意する必要がある。

(3) 認定の取消し

計画作成市町村は、設備整備計画の認定を受けた者（以下「認定設備整備者」という。）が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備や農林漁業関連施設の整備を行っていないと認める場合には、その認定を取り消すことができる。また、農林漁業関連施設の整備以外の農林漁業の健全な発展に資する取組を十分実施していないと認める場合や、認定設備整備計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合、営農型太陽光発電設備に係る認定設備整備計画にあっては(4)の指導等にもかかわらず必要な改善措置が講じられず、又は改善されていない場合、認定期間満了後、設備整備計画の再認定が行われなかった場合等、認定設備整備計画の確実な実施が見込まれないなどにより認定の根拠が失われたと認める場合は、必要に応じ農業委員会等関係者の意見を聴取した上で、法第8条第3項に基づき、その認定を取り消すことができる。

(4) 認定設備整備者に対する指導及び助言

計画作成市町村は、認定設備整備者に対し、認定設備整備計画に従って行われる再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組の適確な実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。また、下部の農地において栽培する農作物の単収が、同じ年産の当該農地が所在する市町村の区域内の平均的な

単収と比較して、おおむね２割以上減少している場合や、下部の農地において栽培する農作物と同一品目の生育段階と比較して生育状況に支障がみられる場合等、営農の適切な継続が確保されなくなったとき、又はこれが確保されないと見込まれるときには、認定設備整備者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導を行うものとする。

8 防災対策及び災害発生時の対応

近年、台風の接近や上陸、集中豪雨、大規模地震等による自然災害が多発している中で、自然条件の厳しい農山漁村は自然災害に脆弱であり、発電設備の設置に当たっては、気象条件や土地条件、既設の建造物や土木構造物等を利用する場合はその耐久性や健全性を十分に把握した上で、関係する法令や基準に合致したものとする。

また、災害発生リスクを想定した対応をあらかじめ定めておくことが望ましい。

特に、営農型太陽光発電設備では、設備の損壊等による下部の農地や周辺において第三者への損害が想定されるため、これに対応する保険への加入や自己資金での対応等により、当該損害に適切な対応を行えるようにしておくものとする。

9 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する留意事項

(略)

なお、当該撤去に係る費用については、FIT制度における調達価格及びFIP制度における基準価格の算定において、発電設備の廃棄費用がその算定根拠に含まれていることも踏まえ、適正な額を算定するものとする。

また、営農型太陽光発電設備に係る設備整備計画の認定の申請にあつては、撤去するのに要する費用を営農型太陽光発電設備の設置者が負担することを誓約する旨を記載した書面を設備整備計画に添付するものとする。

10 (略)

第6 (略)

Ⅲ 今後の予定

公布・施行：令和８年９月末以降を予定